

## 補助金申請に係るよくある質問（Q & A集）

補助対象について	Q 1 八王子市民ではないですが、補助対象になりますか。	A 1 八王子市外にお住まいで、八王子市内の介護保険サービス事業所に勤務されている方については対象になります。
	Q 2 就業先介護保険サービス事業所の所在地が市外にあり、その運営法人の所在地が市内の場合は、補助対象になりますか。	A 2 対象にはなりません。就業先介護保険サービス事業所の所在地が市内であることを要件としています。なお、就業先介護保険サービス事業所の所在地が市内であれば、運営法人の所在地は市外でも問題ありません。
	Q 3 通信講座で研修を受講したのですが、補助対象になりますか。	A 3 対象になります。なお、市外で受講した研修も対象となります。
	Q 4 補助対象となる資格取得の期間はいつですか。	A 4 令和7年（2025年）1月1日以降が補助対象です。しかし、令和6年（2024年）10月2日以降に市内介護保険サービス事業所に就業を開始した方は資格取得の期間に制限はありません。
	Q 5 初任者研修及び実務者研修の資格取得日はどの時点を指すのですか。	A 5 養成研修事業者等が発行する修了証明書に記載する修了日を資格取得日とします。
	Q 6 介護福祉士の資格取得日はどの時点を指すのですか。	A 6 介護福祉士登録証の登録年月日を資格取得日とします。
	Q 7 非常勤で勤務していますが、補助対象になりますか。	A 7 対象になります。
	Q 8 派遣職員として勤務していますが、補助対象になりますか。	A 8 対象にはなりません。市内介護保険サービス事業所に直接雇用されている必要があります。
	Q 9 外国籍の介護職員の場合は、補助対象になりますか。	A 9 対象になります。
	Q 10 入学金、収入印紙、交通費及び支払いに係る手数料は補助対象になりますか。	A 10 対象にはなりません。交付申請額に含まないよう注意してください。

補助対象について	Q11 資格取得し、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していたのですが、現在は退職しています。この場合は補助対象になりますか。	A11 対象にはなりません。申請日においても就業していることを要件としています。
	Q12 資格取得し、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業しましたが、現在は転職して他の市内介護保険サービス事業所で勤務しています。転職先の事業所ではまだ3か月以上継続して勤務していませんが、この場合は補助対象になりますか。	A12 対象にはなりません。申請日において、同一の市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していることを要件としています。
	Q13 現時点において、市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業しています。1か月前に資格取得しましたが、この場合は補助対象になりますか。	A13 対象になります。申請日において、同一の市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していることを要件としています。
	Q14 市内介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業していることは、どのように証明するのですか。	A14 市から申請時に記載いただいた事業所に、申請内容の確認をします。
	Q15 本制度を利用し、初任者研修の費用について助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けることができますか。	A15 できます。ただし、本制度の申請は1人につき初任者研修・実務者研修・介護福祉士の各区分につき1回に限ります。
	Q16 初任者研修と実務者研修がセットのコースを受講したのですが、補助対象になりますか。	A16 対象になります。その場合、領収書にはそれぞれの内訳が記載されている必要があります。
	Q17 就業日数について、例えば4月1日から週1日で勤務している場合7月1日で3か月継続して就業となりますか。	A17 なります。週1日勤務であっても、直接雇用された事業所に3か月継続して就労していれば対象になります。
	Q18 産休などで休んでいた期間も、3か月以上継続して就業している期間に含まれますか。	A18 含みます。産休などで休んでいた期間も含めて3か月以上とします。
	Q19 「対象となる介護保険サービスの種類」について、病院や訪問看護事業所、障害者施設は含まれないのでしょうか。	A19 含まれません。本補助金は介護保険サービス事業所が対象となります。病院や看護系の事業所、住宅型有料老人ホーム、障害者施設などにおいて介護保険サービスを提供していない場合は対象外です。
	Q20 生活支援ヘルパー（身体介護等専門的な介護を行わない介護補助職）は対象になりますか。	A20 対象になります。ただし、要介護者と直接接する業務であることが条件です。

補助対象経費について	Q21 現在就業している介護保険サービス事業所が、資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合は、補助対象経費をどのように考えればよいですか。	A21 補助対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。就業先の介護保険サービス事業所等から補助を受け、又は受ける予定である場合には、補助対象経費の合計から当該補助等に係る額を控除した後の経費を補助の対象とします。（例：初任者研修受講費用5万円に対して事業所から3万円の補助を受けた場合は、2万円が市の補助対象費用となります。）
	Q22 東京都の補助制度を利用して、初任者研修の資格取得費用の一部について補助を受けました。残りの金額について、補助対象になりますか。	A22 対象にはなりません。東京都及び他自治体の補助金等の公的な制度（教育訓練給付金や自立支援教育訓練給付金を含む）により既に補助を受けている場合には、本市補助制度の対象外となります。補助金交付後に他の公的な制度による補助を受けていることが判明した場合は、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還していただく場合があります。
	Q23 介護福祉士試験に不合格だった場合、受験対策講座の受講料は補助対象になりますか。	A23 対象にはなりません。
提出書類について	Q24 領収書を紛失してしまいました。	A24 領収書は必須となります。受講先に再発行を依頼してください。
	Q25 領収書の原本を提出しなくて問題ありませんか。	A25 領収書の写しで問題ありません。
	Q26 研修費用を口座振込や払込取扱票で支払いました。領収書ではなく、銀行の振込明細やコンビニで受領した払込受領証でもよいですか。	A26 原則として領収書の提出が必要なため、受講先に領収書の発行を依頼してください。発行ができない場合は、宛名・発行者・金額・日付・但書が記載された書類（ただし、支払先が記載したものに限る。）を代替書類として受け付けられる場合がありますので、ご相談ください。
	Q27 研修費用をクレジットカード支払いにしたため、領収書がありません。	A27 原則として領収書の提出が必要なため、受講先に領収書の発行を依頼してください。発行ができない場合は、宛名・発行者・金額・日付・但書が記載された書類（ただし、支払先が記載したものに限る。）を代替書類として受け付けられる場合がありますので、ご相談ください。
	Q28 領収書の明細がない場合はどうすればよいですか。	A28 領収書は、明細や但書で対象経費と確認できるものが必要です。明細がなく、再発行等もできない場合は、対象講座と対象経費のわかるもの（パンフレットや、講座のHPをプリントしたもの等）を添付してください。
申請について	Q29 書類の提出は、各事務所でも受け付けていますか。	A29 受け付けておりません。高齢者いきいき課へ直接又は郵送で提出してください。

申請について	Q30 申請から補助金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	A30 資格を取得し、申請をしていただいてから概ね1か月程度です。申請書類に不備があれば、さらに時間を要します。不備があった場合、書類が揃った時点を申請日としますので、特に年度末は早めに申請してください。
	Q31 口座名義が申請者本人のものではない場合は、どのようにしたらよいですか。	A31 委任状を作成してください。様式は市ホームページ、または高齢者いきいき課で配布しています。
	Q32 申請後、申請金額や住所等に変更があった場合、何か手続きが必要ですか。	A32 内容変更届（第4号様式）を作成してください。様式は市ホームページ、または高齢者いきいき課で配布しています。
支払いについて	Q33 クレジットカード払いで、支払いが完了していません。その場合は申請でできますか。	A33 支払完了が令和7年1月1日以降ならば申請できます。ただし、申請時点で支払いが完了している金額のみの補助となります。申請をする際は、支払った分のみの領収書を受講先に発行してもらう必要があります。申請期限である令和8年3月31日までに支払いが完了しない場合は、3月31日までに支払った金額しか補助ができませんので、ご了承ください。なお、申請は期限日までに行ってください。
その他	Q34 初任者研修等を資格取得するための養成研修事業者を市で紹介してもらえますか。	A34 紹介はしておりません。